

自動車排出ガス測定局概要・測定項目

NO.	用途地域	局コード	測定局名 (所在地)	測定項目						測定項目数	設置主体	
				一酸化窒素	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	微小粒子状物質	風向			風速
1	準工	10018	更埴インターチェンジ局 (千曲市粟佐1064-4)	○	○	○		○	○	○	6	県
2	未	10019	岡谷インターチェンジ局 (岡谷市今井1660-4)	○	○	○		○	○	○	6	〃
3	未	10054	小島田局 (長野市小島田町805-11)	○	○	○	○	○	○	○	7	長野市
4	準工	10012	松本渚交差点局 (松本市渚3-45-4)	○	○	○	○	○	○	○	7	松本市
計				4	4	4	2	4	4	4	26	

注) 用途地域の略号は、都市計画法第8条に定める以下の用途区分を示す。

住 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、及び準住居地域

商 : 近隣商業地域及び商業地域

準工 : 準工業地域

未 : 用途地域を定めない地域